

令和 7 年 第 9 回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和 7 年 9 月 10 日（水）

午後 2 時 05 分から午後 2 時 53 分

場所：宇城市役所 3 階大会議室

○出席委員

（農業委員）

1 番	村山 安次	2 番	五嶋 一精	3 番	田尻 かほる
4 番	松川 奈保美	5 番	村嶋 政弘	6 番	河野 公明
7 番	橋本 孝博	8 番	山田 哲郎	9 番	坂本 茂義
10 番	百家 美代子	11 番	吉富 訓生	12 番	北岡 誠司
13 番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	山本 祐精	松下 潤一
富武 聖一	河野 道也	欠
早川 一伸	吉利 健	中塘 万格人
近藤 洋之	田中 起代登	澤村 賢治
上村 君博	森田 良光	吉水 和博
吉川 勝弘	河島 陽一	野田 眞語
小田 直之	杉田 雅宏	

○欠席委員

農地利用最適化推進委員

上田 誠

○事務局出席者：（事務局長）松枝 邦明 （審議員）御船 保博 （主任主事）山本 秀磨

議事日程（開議：午後 2 時 05 分）

- 日程第 1 議事録署名委員の決定について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 46 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更承認申請について
- 日程第 5 議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第 48 号 農地中間管理事業の実施に伴う農地利用集積等促進計画の策定について
- 日程第 7 議案第 49 号 農用地利用集積等促進計画書の作成について
- 日程第 8 議案第 50 号 農地・非農地の判断について

開 会 (午後 2 時 05 分) 副会長の号令による起立・礼

事務局長 ただ今から令和 7 年第 9 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は、農業委員総数 13 名全員出席です。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、総会が成立していることをお知らせします。

開会にあたりまして、百家会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 こんにちは。大変お忙しい中、また、足元の悪い中にご出席をしていただきましてありがとうございます。

先月阿蘇、嘉島の研修、29 日の大会大変お疲れさまでした。またですね、阿蘇、嘉島は表彰され、その後ですね、数人の方から、阿蘇や嘉島ですねせっかく研修をしましたのでその勉強会をですねできればしたらいいんじゃないかとお話がありましたので、嘉島の方はですね 10 日以上活動をされていたので皆さんもですね圃場に行って農地を見られていると思いますので、そこはですね、みなさん 10 日以上できると思いますし、いろいろな相談等も受けられますので必ずですね 10 日以上はできると思いますのでそれをお願いします。またですね、阿蘇の全国農業新聞を使った勉強会なんですが、私たちもですね今結構早くに終わると思うんですよ、総会だけだと。だからですね、よかったらですね、20 分と決めてその後に全国農業新聞を使った勉強会をして、内容はですね、事務局、そして副会長そして私で決めてしたいと思うんですが、どうしてもこれをやりたいというような記事があったらそれを言うただければ前もって言うただければそれを使い勉強したいと思いますのでよろしくをお願いします。全国農業新聞はですね農業委員、最適化推進委員の方々には必須ですのでよろしくお願いします。

議 長 それでは、これより令和 7 年第 9 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、5 番 村嶋 政弘 委員、6 番 河野 公明 委員を指名いたします。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 45 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 45 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案の 3 ページになります。

議案第 45 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和 7 年 9 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いいたします。

調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

申請番号 1 番は、 5 番 村嶋委員より

申請番号 2 番から 4 番は、 不知火 2 吉利委員より

申請番号 5 番は、 小川 1 森田委員より

申請番号 6 番は、 1 3 番 本田委員より

それぞれ、説明を求めます。

村嶋委員 申請番号 9 - 1 について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。これはですね中古の家を購入されてそれについている土地についてみかんを植えるという案件で、ここから築 30 年の家に住まわれて対象地に通われるという事でした。以上です。

吉利推進委員 申請番号 9 - 2 についてご説明いたします。詳細は記載のとおりです。申請理由は贈与となつとります。渡し人は東京に住んでおられてこの土地の事はどうなっているか全然わからないとそういう電話でご相談がありましたので、現場を見に行ったら受人がそこを管理しているという事で、じゃあもう安心しましたということでそこで無償で贈与という形になつとります。以上です。

続きまして申請番号 9 - 3 番、4 番は関連していますので続けてご説明いたします。詳細は記載のとおりです。渡し人なのですが、だいたい私の地区なのですが、住所のほうが愛知県になっています。家はこちらにあるんですけども 7 月ごろお母さんが亡くなって、自分が所有している土地をどうにかしたいということでご相談を受けまして、もう売買をしたいということで受人のほうで規模拡大によるということでしたということ、この売買にいたっておりま

す。ご審議のほどよろしくお願いします。

森田推進委員 9-5を説明します。詳細はここに書いてありますが、一応ですね面積はわずか69㎡なんですけども現地で確認しましたところ、少し雑木が生え始めているというか、筆界未定地で約2反ばかりあるなかのいい場所が一つだけ、これと言うとこの69㎡に当たるのかなというようなところで申請が上がっております。よろしくお願いします。

本田委員 9-6について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は贈与になります。渡し人と受人は女兄弟で渡し人は現在愛知県に住んでおられ、高齢ということで現在は受人が農地の管理をされているということで今回贈与になったという事です。機械の所有状況地域との調和要件等問題ないかと思われ、許可は可能かと思われます。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 只今、申請番号1番から6番について、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長 山本委員をお願いします。

山本推進委員 すみません9-5ですかね。筆界未定地ということになつとりますけれども、だいたい筆界未定地のどの部分ですか。土地がだいたい特定できますか。

議 長 森田委員をお願いします。

森田推進委員 どこか現実に確認できるかというのと筆界未定地の一番南側です道路沿いのところ。

議 長 山本委員

山本推進委員 字図ではだいたい確認できるんですね。地籍調査は終わつとるとですか。

議 長 森田委員

森田推進委員 もう3、40年前に

議 長 山本委員

山本推進委員 旧字図にはでとるわけですね。

議 長 森田委員

森田推進委員 ああ、たぶん。

議 長 山本委員いいですか。

山本推進委員 はい、わかりました。

議 長 ありがとうございました。他にどなたかありませんか。

議 長 意見も無いようですので、申請番号1番から6番について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第45号の農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番から6番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第4、議案第46号「農地法第5条の規定による事業計画変更承認申請について」を上程し、議題といたします。
議案第46号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局 議案の6ページになります。議案大46号農地法第5条の規定による事業計画変更承認申請について

次のとおり事業計画承認申請があったので農業委員会の意見を求める。

令和7年9月10日 宇城市農業委員会会長 百家 美代子

提案理由：事業計画変更承認を受けるにあたり、農業委員会の議決が必要なため、審議を求める。

続けて事務局が詳細説明をさせていただきます。

申請番号1番につきまして、この案件は、平成11年1月20日付けで、車庫で転用許可が出ましたが、当初計画者は事業を遂行することなく他界、相続人も近隣に居住しておらず、事業が遂行出来ないため、承継者が農業用施設に利用したいということでの申請になっています。転用者の承継を伴う事業計画変更承認申請の場合は、農地法第5条の許可を受ける必要がありますので、議案第47号で5条の申請が出ています。周囲の農地や営農上も問題ないと思われます。ご審議方よろしくお願いたします。

- 議 長** 只今、申請番号1番について、事務局より説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。
- 議 長** 五嶋委員をお願いします。
- 五嶋委員** すみません。こちら5条案件となっております。農業用施設って具体的に何かを教えていただくことはできますか。
- 議 長** 坂本委員からお願いします。
- 坂本委員** これはですね、5条の方でまた出ます。けれども、現在農業用施設というようなことで、この方はですね、ショウガの生産・販売の方をされております。その関係でですね、今回ここを買われて農業施設をここに建設するというようなことで今回申請が上がっているというようなことでございます。以上です。
出荷の洗いショウガとかいろいろな施設。
- 議 長** ありがとうございます。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。他に何かありませんか。
- 議 長** 意見も無いようですので、議案第46号について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)
- 議 長** ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第46号は、原案どおり承認することに決定されました。
- 議 長** 日程第5、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第47号について、事務局より提案理由の説明を求めます。
- 事務局** 議案の8ページになります。農地法第5条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があったので審議を求める。
令和7年9月10日宇城市農業委員会会長 百家 美代子
提案理由：農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。

議 長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。

調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

申請番号 1 番は、	6 番	河野委員より
申請番号 2 番及び 3 番は、	8 番	山田委員より
申請番号 4 番は、	松橋 1	中塘委員より
申請番号 5 番は、	松橋 3	田中委員より
申請番号 6 番及び 7 番は、	松橋 5	上村委員より
申請番号 8 番は、	9 番	坂本委員より
申請番号 9 番は、	小川 4	河島委員より

それぞれ、説明を求めます。

河野委員

1 番について説明いたします。転用事由は個人住宅になっています。ここの面積がですね、1,545 m²ということで規定の面積よりもかなりオーバーしてあるわけですけど、まず写真を見ていただきますとわかりますように、非常に斜めの斜面になっておりましてこの中で宅地として使える部分というのが約 460 m²のところしか使えないということでの申請になっております。ここに字図の中に細長いところがあります。これは里道になっておりまして、これも本人さんの取得済みということでありまして。字図の拡大の中に三角形の白地が混ざっておりますが、これはですね地主さんがお亡くなりになられて、相続登記ができていないという事で今空いている状況になっています。またこの相続予定人の方からは隣接同意は取れております。区長さんの排水同意もほかの所の隣接同意も取れております。ご審議よろしくをお願いします。

山田委員

申請番号 9 - 2 について説明いたします。詳細は記載のとおりでございます。転用事由はですね個人住宅ということです。周りが全部住宅地で排水同意もとれとりましてなんら問題は無いかと思います。

続いて 9 - 3 について説明いたします。詳細は記載のとおりです。転用事由はですね宅地分譲ということで 7 区画の宅地分譲ということで申請されております。そのうちですね 359 m²だけがいまだに農地だということで申請されております。ここもですね宅地の中ですね何ら問題はないかと思います。ご審議よろしくをお願いします。

中塘推進委員

続きまして 9 - 4 についてご説明申し上げます。詳細は記載のとおりです。この場所がですね長年遊休地という報告をずっと数年ださせていただいておりました。転用理由が宅地分譲となっております、3 区画 3 軒の建設予定となっております。排水同意を取られており隣接はございません。ご審議よろしくをお願いいたします。

田中推進委員 申請番号 9 - 5 についてご説明いたします。詳細は記載のとおりでございます。転用事由は建売住宅となっております。前回ここに手前の道沿いの所に同じように建売住宅が 6 軒くらい建てられているんですけども、それと同じようにまた今回 6 軒ほどの住宅を建てるという事になっています。何ら問題ないようですので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

上村推進委員 申請番号 9 - 6 についてご説明いたします。申請内容は記載のとおりでございます。転用目的ですけども駐車場となっております。運送会社のほうが購入になつとります。周りはほとんど農地じゃなくて、農地はございません。隣接もございません。特に問題ないかと思えます。審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして 9 - 7 についてご説明いたします。詳細は記載のとおりでございます。この場所は条件付きの分譲住宅になつとります。建築条件付きの分譲住宅ですね。ここも隣接同意はすべて取られており、区長さん同意もとられておりますので特に支障はないかと思えます。以上審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

坂本委員 続きまして申請番号 9 - 8 についてご説明申し上げます。詳細はですね記載のとおりでございます。理由のほうがですね農業用施設と先ほどございましたけれどもこの受人の方は現在ショウガの生産と販売をされております。これもですね農業用施設はですね賃貸を借られて農業されておりましたけれども今度変換の申請があがったというようなことで返されるわけです。それで今回この所在地のですねここに住宅もございます。空き家になっております。その隣にですね現在の駐車場としての敷地がございましたのでここで農業用施設、おそらく軽量鉄骨かプレハブ系の納屋になると思います。そこを建設されてここで生産販売をされていくというようなことでございます。近くの方の同意等もですね問題なく取られております。そのようなことでございますのでご審議をよろしく願申し上げます。以上です。

河島推進委員 申請番号 9 - 9 についてご説明を申し上げます。詳細は記載のとおりです。転用事由は、事業拡大のための駐車場用地となっております。借り人及び貸人は当該用地の隣接に住んでおり、貸人は高齢のため農業ができなくなり、孫である借り人は建設業と運送業事業を営んでおり今後事業拡大のため駐車場が必要となり当該用地を利用したいということです。集落内にある農地で隣接同意書、排水同意書も添付されており特に問題は無いと思われまますご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号1番、9番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号2番、3番、4番は、都市計画法で規定する用途地域内であることから農地区分は第3種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号5番、6番、7番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第2種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号8番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、農業用施設として転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

最後に申請番号1番の転用面積について詳細をご説明します。申請番号1番については、転用面積が1,545㎡で、一般個人住宅の面積基準の概ね500㎡を超えております。住宅の転用面積については、一般の個人住宅は概ね500㎡以内となっており、セットバック、法面等の住宅用の土地として利用出来ない部分の面積を除いた基準となっております。

また、一般的には、個々の転用事業の内容、類似施設の通常の規模、当該農地の形状、周辺の土地利用の状況等を考慮しながら、転用事業ごとに判断することとなっております。今回の申請に関しましては、当該地は傾斜地となっており、安全のため急傾斜が生じない造成を施すに十分な法面の面積を確保する必要があります、これらを差し引くと有効面積は、488㎡となります。今回の申請にかんしまして、①転用事業の内容から、有効面積内での面積の妥当性は認められること、②農地の形状から、有効面積以外を分筆されたとしても、残地について、今後の農地としての利用は見込めないこと、以上のことから総合的に判断し、この面積での転用は認められると判断しています。以上です。

議長

只今、申請番号1番から9番について説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議長

中塘委員をお願いします。

中塘推進委員

9-7についてなんですけども、この写真を見てもらうとわかるように、ここにはですね水田の下には、溜池に通じる隧道が通ってるんですね。ここ数年、

この林の裏手の方の畑が最近直径6メートルくらい陥没したわけです。今後こういう感じで住宅の建設がなされると、今後同じような症例がでてきませんかという非常に心配されとって私も区長しとるもんですからこの区長とですね、今後調査をしながらこういう陥没事例が今後発生しないかどうかというのを含めてですね農林水産課といろいろ話をしとるわけですが、事業計画の中でこの隧道の上に家が建たないようになっていますと聞いたつですけれども、たとえ進入の道路を作ったとしてその道路がもし陥没とかしたらどうなるのかなとちょっと心配がございますので、農林水産課のですね今後この隧道の調査等含めたうえでその後建てられたほうがいいのかなと心配がありましたのでちょっとご質問させていただきました。

議 長 事務局の方どんなですかねその所の把握は。

事務局 中塘委員。今の質問としましては、農林水産課と協議した方がいいんじゃないかという内容でしょうか。

中塘推進委員 そうですね。農林水産課の意見を聞きながら許可を出して、許可をだしてもよかったですけども今後10年後、20年後ぐらいにその入り込む道が陥没しましたというようなことがあって、なんで市はそういうところに許可を出したんですかみたいな話になってきたり、災害になってきたりしてもまた面倒な話になるから、確実に陥没しませんみたいな事ば言わんと通つとりますけん造りましたお宅の責任ですよて言うてよかならそれでもよかですけど、まあそういう危険性があるところに家を建てるていう事に対して、今現在林の裏手のほうが直径6mくらい陥没しとるわけ、1メートル50くらいガボツと。だからそういう状況がね今後発生せんともかぎらんというのをちょっとお知らせしとった方がいいのかなと

議 長 すみません。それはこの前現地検討会の時はどんなだった。そのときはまだあがってなかったんですか。

中塘推進委員 いや、そこはもう普通にこんな感じで写真のとおり

議 長 ああ、はい。

中塘推進委員 ただ、その上流が溜池にはいりこむ先の方でそういう事例があるもんだから、今後そういう隧道に対して大雨とか何かあったら下に入り込むわけですね。トンネルがあるから。そういう事が今後もしあったとしたら心配ならんです。

議 長 河野委員お願いします。

河野委員 あ、隧道の上に建物を建てたらいかんという法律はあるのか。

事務局 そこは、事務局としてはしっかり把握しておりません。

河野委員 じゃあ、どがんですか。

議 長 局長お願いします。

事務局 その土地の下に何かあったとしても土地の所有者ていうのは、上空も地下も土地の所有者の責任ということになってしまいますので、もしこの下に隧道があったとすれば建設される方とかが本来調べてから、そこを解決してからするというのが基本になります。今の所ちょっと農業委員会の方でそこを把握してませんでしたので、ある、なしについては今ここでお話することはできないんですが、意見があったという事は重く受け止めたいと思います。

議 長 上村委員お願いします。

上村推進委員 この案件の説明を受けたときに、業者の方、来られた方は、ご存じでした。だから私も中塘さんからその話聞いてたんで、ここは隧道が通ってますから陥没の可能性もあるからそのようなところは考慮してされるんですかって言ったら重々承知していますということは言われたんで、内容はご存じだと思います。地主さんがですね、その辺のところは持ってらっしゃる土地なんです。その辺の地主さんの所が陥没してて、地主さんの方からその辺の話はされてると思いますけども、細かい内容についてはですね、私も承知してないんですけども、一応そこを避けて家は建てられるというそこをなんか家じゃなくて公園じゃなくて何かが、道路は通るのかなそういうことは言われてましたんで、それは考慮されると思うんですけども、あくまでも農業委員会というか、土地としては所有者の問題ですから売買は所有者と購入者の問題ですから農業委員会としてそこまでかかわる必要があるのかなというところはあるんです。私はそういう判断で書類上も話の内容も全然問題無いと判断したんです承しました。ということでその内容はお話はしております。

議 長 ありがとうございます。事務局から何かありますか。

事務局 事務局から再度ですね隧道の件につきましては事業者にもう一度お話をし、てですね伝えていきたいと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。他にどなたか意見はありますか。

議 長 意見もないようですので、申請番号 1 番から 9 番について、承認される方の挙手を求めます。

（ 委員挙手 ）

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 47 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 9 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 6、議案第 48 号「農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について」を上程し、議題といたします。

議案第 48 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案の 12 ページになります。議案第 48 号農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について次のとおり農用地利用集積等促進計画について意見を求める。

令和 7 年 9 月 10 日 宇城市農長委員会会長 百家 美代子

提案理由：農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画について、同条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画の作成について農業委員会の意見を求める。

ここでですね審議に入る前に議案内容に先月までと追加がありますので説明をさせていただきます。

今回通常の貸借に加えて、表作と裏作を分けて貸借する期間借地の案件を、総会資料の 23 ページ、申請番号 801 番から記載しております。

同じ所在の表作と裏作の案件を、同じ 1 つのページに記載しており、右側の備考欄に表作、裏作それぞれの貸借期間を記載しております。この案件に関しましては、新たな企業が参入することによる期間借地の内容になっております。以上です。

議 長 議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付しておりますが総会議案により確認してきておられると思いますので案件ごとの説明は割愛させていただきます。

それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長 村嶋委員お願いします。

村嶋委員 あの、この会社ですか。この企業が土地を借りて小麦とか米を作るという件ですけど、宇城、基盤整備がなされたところで私の地元もこういった話を聞きました。だけん、いまからある宇城管内でこの会社で借りて作る人が多くなると思いますが、これは米、今のところは麦だけのようですが後から米とかいう話があとから案件が出てくると思いましたのでそういう将来的なビジョンをお尋ねしたいと思います。

議 長 河野委員お願いします。

河野委員 この会社はですね全国的にカフェとかいろいろ全国展開でやられとる会社です。実際私の地元とか隣の地区も声がかかりまして、地元としてはですね、貸せるじだはありませんよということで1回断りはしとるとですけど、隣の地区がですね貸してもいいで今現在 6ha 強かなの土地を集められているということです。将来的にはですね借りれるなら借りれるだけ借りてやりたいというような趣旨の話でした。でまた将来的には裏作だけじゃなくて米も作っていきたいということで、というような話です。事務局がですね私の地元の地区に構えられています。こないだちょっとご挨拶に来られましたけれど、そういう今状況ですのでどういったもんかなというような感じです。以上です。

議 長 ありがとうございました。

村嶋委員 はい、わかりました。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは他に意見等ありませんか。意見も無いようですので、議案第 48 号について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって議案第 48 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 7、議案第 49 号「農用地利用集積等促進計画書の作成について」を上程し、議題といたします。
議案第 49 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局 議案の 40 ページになります。議案第 49 号農用地利用集積等促進計画書の作成について農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画書の作成について熊本県農業公社に要請してよろしいか農業委員会の意見を求める。

令和7年9月10日 宇城市農業委員会会長 百家 美代子

提案理由：農用地の利用の高率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画の策定を熊本県農業公社に要請するため農業委員会の意見を求める。

続けて詳細を説明させていただきます。議案の40ページから47ページです。今月は、農業公社が買い入れるのが11件、売り渡すのが4件です。合計面積は、15件中、田が21,119㎡、畑が22,581㎡、合計が43,700㎡です。売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長 質問、意見等ありませんか。意見も無いようですので、議案第49号について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって議案第49号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第8、議案第50号「農地・非農地の判断について」を上程し、議題といたします。議案第50号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局 議案の50ページになります。議案第50号農地・非農地の判断について宇城市非農地証明事務取扱要領に基づく非農地証明願の提出がありましたので、農業委員会の意見を求める。

令和7年9月10日 宇城市農業委員会会長 百家 美代子

詳細説明をさせていただきます。農地・非農地の判断について、申請者より非農地証明願の提出がありましたので提案するものです。申請地の非農地の判断について、申請番号1番は不知火地区農業委員及び農地利用最適化推進委員との現地検討会をもとに非農地と判断しているところです。ご審議の程よろしくお願いたします。

議 長 それでは、案件について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長 意見も無いようですので、議案第 5 0 号について承認される方の挙手を求め
ます。

（ 委員挙手 ）

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 50 号について、原
案どおり承認することに決定されました。

議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和 7 年第 9 回宇城市農業委員会総会を閉会いたしま
す。
慎重なご審議、有り難うございました。

閉 会 （午後 14 時 53 分）副会長の号令による、規律、礼。